

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

令和4年12月5日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

12月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第50号所管分の審査----- 質疑（南野直司委員、森西正委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員、松本暁彦委員）	3
議案第53号の審査----- 質疑（藤浦雅彦委員、増永和起委員）	21
議案第55号の審査----- 質疑（藤浦雅彦委員）	24
議案第54号の審査-----	25
議案第62号の審査----- 質疑（南野直司委員、藤浦雅彦委員、森西正委員、増永和起委員、松本暁彦委員）	25
議案第61号の審査-----	30
議案第65号の審査----- 質疑（南野直司委員、藤浦雅彦委員、森西正委員、増永和起委員、松本暁彦委員）	30
採決-----	35
閉会の宣告-----	36

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和4年12月5日(月) 午前10時 開会  
午後1時39分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 香川良平 副委員長 松本暁彦 委員 藤浦雅彦  
委員 南野直司 委員 森西正 委員 増永和起

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のために出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫  
生活環境部長 吉田量治  
保健福祉部長 松方和彦 同部理事 荒井陽子  
生活環境部次長兼自治振興課長 丹羽和人  
同部参事兼環境業務課長 安田信吾  
保健福祉部参事兼生活支援課長 木下伸記  
同部参事兼国保年金課長 谷内田 修  
市民課長 森口雅志 産業振興課長 鈴木 誠  
環境センター長 三浦佳明  
保健福祉課長 浅尾耕一郎 高齢介護課長 真鍋伸也  
障害福祉課長 飯野祐介  
国保年金課長代理 畑原陽介

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

### 1. 審査案件(審査順)

議案第50号 令和4年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分  
議案第53号 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第55号 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議案第54号 令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 議案第 6 2 号 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 6 1 号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部  
を改正する条例制定の件
- 議案第 6 5 号 茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件

(午前10時 開会)

○香川良平委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

各委員には、師走、何かとお忙しいところ、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

今日は、先日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審議をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○香川良平委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

議案第50号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

今回の補正予算につきましても、新型コロナウイルス感染症対策、あるいは物価高騰対策、非常に大事な補正予算が組

まれております。3点だけ質問させていただきます。

1点目、25ページです。生活保護システム改修委託料528万円の中身、内容について、お聞かせいただきたい。

それから、27ページの発熱外来体制整備補助金750万円についてです。

この内容についてお聞かせいただきたい。一つは対象期間であったり、医療機関は公表をまだできないと思いますけれども、どれぐらいの医療機関が候補に挙がっておるのか。また、補助金制度の中身についてお聞かせいただきたい。

次に3点目です。31ページ、中小企業等物価高騰対策支援金2億8,000万円についてです。

この事業の中身、内容です。対象事業者、支給額、対象事業者数等々、詳細についてお聞かせいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 それでは答弁を求めます。

木下部参事。

○木下保健福祉部参事 生活保護システムの改修委託料の中身について、ご説明を申し上げます。

医療保険制度におきまして、資格確認を従来の保険証で確認する方法から、オンラインで実施するオンライン資格確認の導入を国が進めておりますけれども、その一環といたしまして、生活保護制度におきましても、令和5年度中に医療扶助オンライン資格確認を導入することが、国の方針となっております。

今回の補正につきましても、導入に必要な経費のうち、システム改修に係る予算をお願いするものでございます。

10分の10の国費を見込んでおりま

して、歳入においても、歳出と同額を計上させていただいておるところでございます。

医療扶助オンライン資格確認の導入後は、市が登録した生活保護の資格情報を、医療機関がオンラインで確認して請求するという流れになってまいります。

補正予算の議決をいただきましたら、国の示すシステムの要件に基づきまして、資格情報などを切り出す機能を、生活保護システムに追加する改修を、年度内に行いたいと思っております。

また次年度、令和5年度におきましても、資格情報を送信するための仕組みを構築するための予算計上をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 2番目のご質問に答弁をさせていただきます。

発熱外来体制整備補助金のお問いでございましたけれども、この補助金を設けました経緯と申しますのが、10月下旬に大阪府知事から、市町村ごとの発熱外来体制の整備の要請がございました。

これは、季節性インフルエンザとコロナウイルスの同時流行、あるいはコロナウイルスの第8波に向けた体制ということで、市町村ごとに医療機関、発熱外来を整備するよう要請があったものでございます。

対象の期間といたしまして、11月の中旬から2月の中旬までという当初の要請がございまして、今回、整備に関する補助金を設けさせていただこうとしているものでございますけれども、この期間に、日曜日、祝日、あるいは年末年始の期間に発熱外来を開設される医療機関に

対する補助ということで、設けさせていただこうといたしております。

対象となる医療機関は、この間に発熱外来診療・検査を行った市内の医療機関、補助金の制度といたしましては、診療時間ごとに異なる想定をいたしておりますけれども、6時間以上の開設をされた医療機関には、1日10万円、3時間以上6時間未満で5万円、1時間以上3時間未満で2.5万円を想定いたしております。これに年末年始については、その1.5倍ということで加算を設けさせていただこうというものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 3点目の31ページ、中小企業等物価高騰対策支援金について、中身をご説明させていただきます。

この事業につきましては、摂津市内に事業所を有する中小企業者、法人につきましては1事業所当たり10万円、個人事業主につきましては5万円の支援金を給付するものでございます。

事業者数につきましては、統計法に基づく基幹統計調査でございます。経済センサスから、事業者数を引っ張ってきておりまして、法人につきましては、約2,300事業者、個人事業者につきましては、約1,000事業者を見込んで、予算を計上しております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 生活保護システム改修委託料について、ご答弁いただきました。資格情報が医療機関においてオンラインで見れるということでございます。

この場合、マイナンバーカードを利用してと認識しますけれども、その辺お聞かせいただきたい。

2点目の発熱外来体制整備補助金について、対象期間と制度の中身についてご答弁いただきました。

医療機関等々決まりましたら、市民の皆さんへ周知が非常に大事になってくると思います。その辺2回目でお聞かせいただきたい。

3点目の中小企業等物価高騰対策支援金事業について、ご答弁いただきました。事業の内容、詳しい中身についてお聞かせいただきました。後はスケジュールについてと、一つ気になるのは、個人事業主の方で市が掌握していない方について、漏れることなく申請いただきたいと思います。その辺の周知をどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

木下部参事。

○木下保健福祉部参事 南野委員の2回目のご質問にお答えいたします。

生活保護の資格確認に関してでございます。ご質問のありましたとおり、生活保護におきましても、医療機関においてカードリーダーを設置していただきますけれども、医療保険と同様に、それを被保護者がマイナンバーカードを提示していただきまして、運用していただくという形になってくるかというふうに、国で今、進めているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 2回目のご質問に答弁させていただきます。

周知に関するお問い合わせということでございました。現在、市で把握している市内医療機関については、7医療機関が何かしらの形で日曜日ないしは年末年始の開設にご協力いただけるということで、確認をいたしております。

このほか、少し圏域でということにはなりますけれども、高槻島本夜間休日応急診療所でも、体制を強化して、この期間の発熱外来にあたるということで、お聞きをいたしているところでございます。

それでこれらの情報、ご質問にございましたとおり、市民の方にどうやって周知していくかということが非常に大事になってくるかというふうに思っております。

現在のところ、直近の日曜日につきましてはホームページで掲載をいたしておりますけれども、年末年始に向けては広報、あるいはLINEの活用等、市民の方に情報が行き渡るように、いろんな工夫を考えて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

スケジュールでございますが、今後、要綱を整備させていただきますして、申請の受付は年明け、1月4日からを考慮しております。

締切りににつきましては、3月10日頃をめどに考えております。

周知につきましては、広報紙、ホームページ、LINE及び商工会から直接周知をしていただくようなことを考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 1点目の生活保護システム改修委託料の中で、マイナンバーカードをやはり使っていくんだと課長からご答弁いただきました。

生活保護を受けておられる方につきましても、マイナンバーカードを発行して利用していただいている方は多くいらっしゃると思います。今からでも丁寧に、マイナンバーカードを作っていくましようかと受給者の方にお話ししていただきたいと思います。

これ実施されますと、医療券も今までどおり併用して使っていくと思いますけれども、混乱のないよう、丁寧な対応をしていただくように、よろしく申し上げます。要望としておきます。

2点目の発熱外来体制整備補助金の周知について、課長からご答弁をいただきました。

ラインも活用しながら周知していくということです。ぜひ皆さんにしっかりと周知をしていただくようによろしく願いまして、要望としておきます。

3点目の中小企業等物価高騰対策支援金事業につきまして、スケジュールあるいは周知について課長からご答弁いただきました。

特に先ほども言いましたけれども、個人事業主の方に対して支給できるように、漏れることなく支給できるように、しっかりと周知していただきたいので、どうかよろしく申し上げます。

申請自体はシンプルな申請、シンプルという言い方はあれですけど、簡易な申請と聞いております。丁寧な対応をしていただきますよう、よろしくお願

います。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質問ございますか。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。

それでは、23ページ、新型コロナウイルス感染症対策の検体採取補助金です。まずこの中身、内訳を教えてください。

続いて、25ページ、生活保護システム改修委託料、今、南野委員がご質問されました。今回、物価高騰に対しての支援金をおのおの出されています。物価高騰において、今回のシステム改修はマイナンバーということです。生活保護に対して、物価高騰の何か国として何か動きがあるのかなのか、この辺を教えてください。

それだったらまた改めてシステム改修とかが必要になってくるかも分かりませんので。

続いて、27ページ、ワクチン接種のところですか。今、5回目のワクチン接種で、4回目の接種率が低くて5回目になっていて、その辺の4回目の接種率と、国全体の接種率が低いところで5回目を本市としてワクチンの接種率を向上させていく上で、どういう取組を考えておられるのか。

それと、今までのワクチン廃棄はどうなっていたのか、教えてください。

31ページ、中小企業等の物価高騰対策支援金です。南野委員もご質問されておりました。法人と個人があって、収入でというたとえば申告で、不動産収入と農業収入、あと営業収入があると思うんです。法人で言うと、不動産はあるよ、



農業はほぼないと思うんです。その点、もし個人であったときに、不動産収入、農業収入の方、その方に対してのまず対象になるわけです。

そのあたり、申請主義ですから、その辺の漏れが出てこないのか、その方に対してのアプローチとかどう考えられているのかをお聞かせいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 答弁願います。

浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 1番目のご質問に答弁をさせていただきます。

検体採取補助金の中身のお問いでございました。この補助金の中身については、市内の医療機関が新型コロナウイルス感染症の疑いのある人に対するPCR検査、あるいは抗原検査等を行ったものに対して、補助金を交付するというところでございまして、PCR検査が1件4,300円、抗原定量検査が1件3,550円、抗原定性検査が1件2,250円を、それぞれ補助金として交付いたしております。

内訳のお問いでございましたけれども、第1回の定例会のときに補正予算ということでご可決いただきまして、この半年間交付を続けてきております。

その予算額のおよそ6割以上が、この半年間で交付をしたと。これは主には第7波によって、検査の件数が大幅に増えた、そのような要因がございまして。

それで今回の補正につきましては、この下半期ですね、上半期と同程度の検査件数があったとしても、補助金として対応できるよう、今回補正をさせていただいているものでございます。

それから3番目のご質問で、ワクチン

接種のお問いでございました。4回目の接種率等のお問いでございますけれども、4回目は60歳以上の方が対象ということで、60歳以上の方におきましては、75.4%という接種率になってございます。

それから、対象者によって5回目接種がある方、ない方、おられるんですけども、現在接種を行っておりますオミクロン株対応ワクチンによる接種を受けた方につきましては、37.8%の方が接種済みということになってございます。

それでこの間、接種の向上に関する取組ということでございましたけれども、制度が国から変更されるということの通知が、なかなか時間がない中で通知としてございましたけれども、本市としてできる限りの情報の提供、それから体制の整備に取り組んできているところでございまして、何とか年内に希望される方の接種を進めていきたいということで、オミクロン株対応ワクチンの接種においても臨時の枠を設けるなどして、希望者の接種に対応してきているところでございます。

それから廃棄のお問いでございましたが、これまでに使用期限を迎えたワクチンを廃棄したことが4回ほどございまして、合計いたしますと1万7,000回分ということでございます。

いずれもこれは従来株対応のワクチンの廃棄ということになってございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 木下部参事。

○木下保健福祉部参事 生活保護システム改修に関連しての、生活保護制度における物価高騰対策の国の動きについてのご質問にお答えいたします。

生活保護の基準につきましては、一般世帯の消費水準を統計的に処理した上で、改定を行うかどうかを国で検討するという仕組みになってございます。

現在、国におきまして議論されているところと聞いておりますけれども、最終的にまだ改定があるかどうかということについては、示されていないところでございます。

また今後、国における動向について、注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 4点目のご質問にお答えさせていただきます。

中小企業等物価高騰対策支援金についてでございます。

特に個人事業主に対してのアプローチというご質問であったかと思えます。まずこの個人事業主につきましては、確定申告におきまして、事業の欄に収入等がある方を想定しております。

正直これらの方につきましては、市で数を把握するのは困難でございまして、先ほど申し上げました広報紙、ホームページ、LINE、それから商工会を通じての周知で、ご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 検体の件です。ここは新型コロナウイルスの感染拡大に応じて、変わってくるので、なかなか予測は難しいとは思いますが。急激に拡大をした際に、予算がないから検査ができません、採取ができませんとならないように十分注視をしながら進めていただきたいと思います。

もしかしたら、改めて補正を組まないといけないところが出てくるかも分かりません。そこのところはお金がないからできませんということがないように、十分に注意をしていただきたいと思います。

次は生活保護です。これは国で決まったことが下りてくるので、今のところは国でも議論、検討というところでありませぬ。分かりました。

27ページ、ワクチンです。できる限り廃棄がないように考えておられると思います。廃棄が1万7,000回分、振り返ってこのところ、こうしたら廃棄は生じてこなかった、うまいこともっといったとお考えなのか、いやいろいろ手を尽くした中でこれだけの数になったのか、その点お聞かせをいただきたい。

中小企業のサポートの件です。答弁で分かりました。もし申告をしていなかった方が申請したときには、受付をしないのか、受付をするのか、その点お聞かせをいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 2回目のご質問に答弁させていただきます。

ワクチンの廃棄の問いでございますけれども、供給されるワクチンにつきましては、人口ですとか接種率の見込みなどに基きまして、自治体ごとに基本量というのが積算をされ、市の希望に基きまして配分されるものでございます。

本市におきましても、ワクチンが不足することのないよう、またワクチンの供給が不安定化するリスクも想定して、一定の余裕を持った上で、確保に取り組んできたところでございます。

今回、3回目、4回目の接種の開始時に使用していたモデルナ社のワクチンということになってございますけれども、接種率が想定よりも低調であったこと、そういうことが要因で廃棄に至ったわけでございますけれども、期限を向けたワクチンということで、やむを得なかったものと考えてございます。

それで今後につきましても、ワクチンは今はオミクロン株対応のワクチンということになってございますけれども、できる限り廃棄にならないように、なおかつある程度の余裕を持った形で進めていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

確定申告がされていなかった方の申請についてどうするかということであったかと思えます。

開業して間もないため、確定申告を行っておられない方や、所得が48万円以下であったために確定申告を行われていない方に関しましては、直近の決算期、または1年間における売上台帳等、及び経費に係る領収証を確認させていただきまして、対象にさせていただきたいとは考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 ワクチンの件です。中身が実際どうなのかが、見えてこないのです。よくは分からないんです。市民の目からすると、廃棄をいかになくして、うまく運用、接種ができるかです。その点は、市が国から来たワクチンを各医療機関に

振り分けされていると思うんです。その中身が見えないので、どういうふうな形でワクチンが各医療機関に配布をされているのか、直接医療機関が市を通さずに確保されているのかです。

本市の医療機関は、どういう形でワクチンを確保されているのか教えていただきたい。

中小企業の物価高騰の件に関してです。実際に小さくされている方は、物価高騰になると全体での収入・売上からすると、比率というか影響は大きいと思います。

その辺は臨機応変に対応していただきたいので、要望とさせていただきます。これだけの件数ありますから、大変だとは思っています。ここに対応できる本市の人とか人員とか、その点はどううまくいくのかどうかお聞かせいただきたい。

○香川良平委員長 浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 3回目のご質問に答弁させていただきます。

どのような形で各医療機関へのということでのお問い合わせございました。ワクチンにつきましては、国の供給があるごとに、市町村に基本量として示されて、市で確保をしてございます。

それで保管は市で行っておりまして、各医療機関の予約枠、接種枠に応じて、2週間に一度、その医療機関へ市が配送を行っているのが基本ということでございます。

それで一部医療機関で直接配送を受けている医療機関もございますけれども、市内ほとんどの医療機関が市から配送を行っている状況でございます。

先ほどの廃棄のお問いのところでございましてけれども、接種枠に応じて配

送いたしておりますけれども、これが不足が生じることのないようにということで、ある程度の余裕は持った中で、ただむやみに多くのワクチンを確保するというのではなく、市内の状況に応じて確保を行っている、その中で、ワクチンの種類が変わったこともございまして、従来株対応ワクチンの廃棄に至っている、そういうような現状でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 3回目のご質問にお答えさせていただきます。

多くの申請件数に対応するための体制についてでございますが、こちらにつきましては、課全体で何とかしてまいりたいと考えております。

対応するための手続につきましては、ウェブの申請を導入いたしますとか、できる限り郵送で手続を行っていただきたいと考えております。

課で対応してまいりますが、状況によりまして、部内での職員の応援等も、必要であれば要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 急に、今までになかった、かなりの量をこなしていかなければならないと思います。その辺は臨機応変に、市民に迷惑とならないよう、考えて進んで行っていただきたい。

これは平素からの全体の話にはなりませんので、よろしくお願いします。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今まで様々に質問が上

がっており、関連することもあると思います。

まず、23ページです。先ほど来質問がありました、新型コロナウイルス感染症対策検体採取補助金です。これは、何度も補正に上がっている中で、大阪府下、各市ともこういった取組をされると聞いています。

ただ、本市は比較的早い段階で、そして医師会としっかり連携が取れる中で、うまくやっています。発熱外来も積極的に医師会が働きかけている大きな取組であったと、私は認識しています。

今回、大阪府が日曜、祝日、それから年末年始の発熱外来を開設するための補助制度を創設されます。この辺、総括的に、本市の発熱外来に対する取組がどうであったのか、そういうことを踏まえ、今回補正になりますというお答えをいただきたい。

次に、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金です。これは障害者福祉サービス施設とか、後は中小企業事業所の支援金とかです。これはせんだって私共が森山市長に要望書を提出させていただきました。その中にも入れさせていただいたことで、今回実施に至るということで、まず感謝はしたいと思います。

その上で、介護サービス事業所等につきましては、算定の基準を、事前に資料を頂きましたけれども、4種類に分けて金額を出されたということです。それぞれの施設規模、事業所に応じて、物価上昇率を3.8%で算定をされた上でこの金額に決定をされたということです。

それでその辺の考え方、いろいろばらつきがあるように思いました。最終的にはこのようにされ、規模の大小がある中

で、事業所の、訪問型であれば5万円とか、通所型であれば20万円とかというふうに、決められた考え方について、お示しいただきたい。

次に、同じところの下に、医療施設等物価高騰対策支援金があります。これについて、詳細のご説明いただきたい。

それからその下、障害福祉費の中、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金530万円と、24ページの障害児の福祉サービス事業所物価高騰対策支援金です。事前に金額を算定された根拠も頂いているわけです。これについても種類が15万円、10万円、5万円と3段階に分けられています。その辺、大小ばらつきがある中で、こういうふうに決めたという考え方について、お示しいただきたい。

それから、28ページ、商工総務費の中で、職員手当等の中の時間外勤務手当があります。これはすごく少額になっているわけです。気になっていますのは、今回も中小企業の支援については、この産業振興課が請け負うことで、グルメクーポン券の対応とか、プレミアムプラチナ商品券の対応も同じ産業振興課になっているので、業務が産業振興課に偏っている気がいたします。

端的に言うと時間外勤務手当が増えてきてもいいのではないかと考えていたわけです。その辺の業務実態は大丈夫なのか聞いておきます。

最後になります。この中小企業等物価高騰対策支援金です。これ、中小企業は10万円で、中小企業は随分幅があります。例えば、卸売業で100人以下であれば中小企業になり、100人から6人までが中小企業という枠に入り、一律1

0万円です。簡素化することによってよりスピードを上げる狙い、考え方もあります。今回は物価上昇率3.8%で、ある程度算定ができる中で、もう少し区別を、分ける方法もあったのではないかと思います。この辺の考え方を一度お示しいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 藤浦委員、4番目の質問ですが、25ページの障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金については、所管が異なります。

○藤浦雅彦委員 所管が違うけれども、答えられる範囲で結構です。

○香川良平委員長 答えられる範囲でお願いをいたします。

では答弁を求めます。

浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 1番目のご質問に答弁させていただきます。

検体採取補助金のお問いでございました。総括的にというお話でございましたけれども、ご質問の中にもございましたように、新型コロナウイルス感染拡大の当初には、なかなか発熱外来ですとか、そういったところが少ない状況で苦慮したということで、住民からも聞いてはおります。

この間、市でもできる限り医療機関を支援するという意味合いで、体制整備の補助金ですとか、従事者支援、それから今年に入りましては日曜日ワクチン接種の支援等々、支援金の制度を設け、またワクチン接種においては、コールセンター等で各医療機関の予約をしっかりと取るといった対応もさせていただき、この間、医療機関には非常に協力的に対応いただいたものと認識をいたしております。

す。

今回の大阪府からの要請で、日曜日の発熱外来、年末年始も含めですけれども、これへの対応につきましても、市内医療機関でうちがやりますということで、手を挙げていただいている医療機関が7医療機関ほどございますので、これらコロナ対策ということで引き続き協力をいただいているものと認識をいたしているところでございます。

それから3番目のご質問で、医療施設等物価高騰対策支援金のお問いでございました。

もちろんこの物価高騰に対応する医療機関等への支援ということでございまして、内訳といたしましては、病院、市内で言いますと4カ所になりますけれども、病院には支援金40万円、それから診療所、これは一般診療、歯科診療が入りますけれども、市内89カ所に10万円、それから保険薬局は市内31カ所に10万円ということで、制度を設けさせていただきたいということで、補正計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 二つ目でございます。

介護サービス事業所等物価高騰対策支援金でございます。考え方でございますが、現在、介護事業所におきましても、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けているということでございます。施設の規模が大きいところは、より影響を受けているということではございます。

そのような中、介護事業所の経済的な負担軽減を図りまして、安定的な介護サ

ービスの提供を継続し、高齢者の生活を支えるということを目的として、支援金を交付するものでございます。

支援金額といたしましては、訪問介護など、訪問系の事業所へ75事業所、こちらに5万円。デイサービスなど通所系の事業所、こちら35事業所ですが20万円。グループホームなどの地域密着型の施設、こちら5施設ございますが30万円。地域密着型以外の特別養護老人ホームなどの大規模な施設ですね、こちらは7施設に100万円、全体で1,925万円を補助する予定としております。

考え方でございますが、金額の根拠は厚生労働省の介護事業経営実態調査の結果を参考にさせていただいております。この調査結果で統計的に、サービス別にかかった、コロナ前の支出額が分かりますので、それを元に、令和4年10月分の大阪市の消費者物価指数の前年同月比の上昇率3.8%を参考に、事業所の規模によって、5万円、20万円、30万円、100万円の4種類を設定させていただいております。

以上でございます。

○香川良平委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 3番目の障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金のご質問にお答えいたします。

まず、考え方といたしますか、金額の算出ですけれども、先ほどの介護保険サービス事業所と同様に、障害福祉サービス事業所につきましても、厚生労働省で障害福祉サービス等経営実態調査を3年に1回やっております。

その直近が、令和2年度の実績になるんですけれども、そちらの事業活動費用を元に、令和4年10月分最新の大阪市

消費者物価指数上昇率を掛けて、算出しております。

事業所については、委員ご指摘のとおり、規模の大小はあるんですけれども、通所系につきましてはほぼ全ての事業所が20人定員としておるところが多く、そこまで大きな差はないと認識しております。

それで今回、三つの種類には分けておるんですけれども、大きくは障害者が事業所に通ってサービスを提供するのか、逆に支援者が障害者の自宅等に訪問してサービスを提供するのか、というところで分けておるところでございます。障害者が通われる事業所につきまして、やはり事業所の規模というか、面積を広く必要とかというところもございまして、金額も大きくなっておるところでございます。

今回この支援金を創設するにあたりまして、やはり事業所から光熱水費を中心に、食費、送迎に係るガソリン代等、様々影響を受けておられ、電気代については去年の倍になっているというような話も聞いております。

そのような中で、スピード感を持って事業所に大きな負担をかけることのないよう配慮して、対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず28ページの商工費に係ります時間外勤務手当の状況でございます。

業務の実態でございますが、やはり委員おっしゃっていただいたとおり、業務は相当増加しておりまして、時間外勤務

手当につきましては、昨年度から倍増以上、職員の手当については増えておりません。

そこで、新たな事業につきまして、定型的な業務もございまして、会計年度任用職員を任用させていただき、若干業務の平準化は図っていただいております。

続きまして、中小企業等の物価高騰対策の支援金について、規模別等で色分けできるのではないかとのご指摘についてでございます。

企業につきましては、事業活動の内容、それから影響額も様々でございます。これら1件ごとに審査するとなると、相当慎重な審査が必要になると考えております。

そこでスピード感を持って対応させていただくために、今回一律で給付させていただくこととさせていただきました。

以上でございます。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず、コロナ対策についての医療機関との関係についてです。今後もしっかり連携を取ってやっていただくように、お願いしておきます。これは了としておきます。

次に、介護サービス及び障害福祉サービス、中小企業サービスの支援金制度につきましても、一応これは一定了としておきます。

それでスピード感がやはり大事だということもあります。しっかりとスムーズに支援をまずしていただく。今後もこれで終わりましたではなく、恐らく物価高騰長引くと思いますので、リサーチ等もしていただきながら、今後の体制もしっかり、必要な場所にまた支援をしていく

という柔軟な姿勢で、今後も取り組んでいただきたいのでお願いしておきます。

以上で質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかに質問ございますか。

増永委員。

○増永和起委員 おはようございます。それでは質問させていただきます。

まず6ページです。一般廃棄物収集運搬業務委託事業の債務負担行為が組まれています。

これについては、現在も行われている収集運搬業務、年度末で更新しないといけないということだと思います。どういうところに募集をかけるのか、それからどんなスケジュールで新たな委託契約を結んでいくのか。そしてこの債務負担行為の額、前回と比べてどうなのか。年度の年数が違うと思いますので、1年分として考えて、上がっているのか下がっているのかについて教えていただきたい。

二つ目、23ページの検体採取の補助金です。

これについて、医療機関もいろいろと頑張っていただけ、周知の方法もやっていただけという話です。年末年始の実際に発熱外来とかが行われているかどうかを、どこまで周知できるのか。ホームページとかラインとかでは、高齢者の方に見てくださいと言っても届かない部分もあると思うんです。自治会の回覧など、様々な手段を考えられないのか、お答えいただきたい。

同じく23ページです。介護サービス事業所への物価高騰の支援金を出しますよというお話です。これも先ほども出てきていましたけれども、このことについては非常に重要なことだと思っております。

す。ぜひしっかりと対応していただきたいので、お願いします。要望とします。

同じく23ページの障害福祉です。サービス事業所に対しての物価高騰対策支援金です。

今どのような状況に事業所が置かれているのか、少し詳しく教えていただきたい。

北摂の他市なんですけれども、障害者の方がロング・ショートというんですかね、短期入所ですとずっと長いこといらっしゃる方がいらっしゃるって、その事業所がもうやっていけないので閉めることになってしまって、障害をお持ちの方がそこを出ないといけない、様々な障害の特質もありますので、本人はなかなかその手続やら次のところに移っていくこと、そのものが受け入れられないとか、様々な問題が今発生していて、非常に困っているというお話を伺っています。

摂津市の事業所が、今大変、しんどいだろうということで、こういう補助金も支援金も出されると思うんです。どんな状況かをつかんでいる範囲で結構ですので、お聞かせいただきたい。

続きまして、25ページです。生活保護システム改修委託料、これも質問、前の委員もされておられました。

オンラインで資格確認をとということで進められている。今、マイナンバーカードを保険証の代わりにということで、政府がやろうとしていることの流れの一つというお話だったと思います。

ただ、生活保護の方、今は医療券は支援課にお願いして出してもらって、受けてはると思うんです。けれどもマイナンバーカードで、皆さんがそれでいけるのかという問題になると、まず任意である



ということで、ご本人の意思という問題がございます。

そういうことも一つありますし、まず住民票そのものが、生活保護の要件には入っていないと思うんです。必ずしも摂津市に住民票があるとは限らない、そういう方もいらっしゃると思います。また、DV被害などで逃げておられて、自分の番号すら分からないとか、様々あると思うんです。そういうことに対して、みんなオンラインでマイナンバーでいくのか、マイナンバーカードを全員に持たせるのかどうなのか、お聞かせいただきたい。

それから、27ページ、ワクチンです。コロナワクチン、少し伺ったお話ですけれども、生活保護の方、病院に行くには移送費、交通費が出ますけれども、ワクチンを打ちに行きますよというのは交通費が出ないと。

体もかなり大変なので、タクシーで行かざるを得なかったりとか、非常に交通費がしんどいなというお話で、それを考えると、もうワクチン打ちに行くのもどうしようかなと悩むとか、いろいろそういうお話もお聞きしました。

前はバスを出していただいて、集団でワクチンが打てる会場も設けていただいたんです。そういう、何か工夫をしていたかのようなことは、もうこの先ないのかどうかについて、生活保護の人だけではなく、非常に物価高騰もあり、低所得の方、暮らしがしんどい、交通費のことでなかなか病院まで行けない方がいらっしゃるんじゃないのかなと思うんです。その辺のお考えをお聞きしたい。

それから、31ページ、これも皆さん聞いておられました、中小企業の物価高

騰の支援策です。本当に今回はスピード感を持ってやるんだということで、非常に良い制度だと思います。審査についても速やかにしていただいて、すぐお渡しができる形をぜひ望みたいと思うんです。以前やっていただいたときは店舗があるところに対しての10万円給付と思うんです。店舗やから目に見えて分かりますよね。そやけども、そうではないという場合、例えば建築業の一人親方の方とか、そういう場合、こういう方も対象になると思うんです。自宅に住所を置いて確定申告される方もいらっしゃるし、例えばどこか倉庫とか何かを借りてはって、そこでとか、いろいろ形態があると思うんです。確定申告書を見て摂津市の住所でないとか目なのか、そこら辺について教えていただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

安田部参事。

○安田生活環境部参事 6ページ、一般廃棄物収集運搬業務委託事業のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目、募集についてのお問い合わせでございますが、廃棄物処理につきましては、業務の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも、業務の確実な履行が重要とされております。そのため、委託においては、本市の一般廃棄物に精通しております本市の許可業者を対象としております。

続いて、二つ目の今後のスケジュールでございますが、補正予算の議決をいただいた後、順次、契約の準備を進めまして、年明け2月末までには委託業者を決定する予定としております。

3点目の、前回と比べての差額でござ

いますが、前回は広域化による変更を踏まえ、令和4年度までの2カ年で7億3,550万2,000円の限度額の設定をしておりました。今回につきましては、3か年で12億円840万円の限度額としております。それぞれ単年度で比較いたしますと、今回が4億280万円、前回は3億6,775万1,000円となり、年当たりでの差額では3,504万9,000円となります。

以上でございます。

○香川良平委員長 浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 2番目のご質問に答弁をさせていただきます。

発熱外来のお問いでございまして、自治会回覧などのご提案も質問の中でございました。本市といたしましては、この発熱外来の状況というのを、市民お一人お一人にいかに伝えていくかということが今後重要だというふうには認識いたしております。ホームページですとか、LINEですとか、そういったデジタル機器を活用したもの、それから、ご質問にありましたように、紙ベースで情報の把握がしやすい方というのも当然市民の方にはおられますので、具体的な内容として、広報には掲載することを決めておりますけれども、今後こういった情報の提供の仕方が良いかということは、しっかりと検討していきたいと思っております。

それから、6番目のご質問で、ワクチン接種の移送のお問いがございました。ご質問にもございましたけれども、今年度初めに集団接種は終了いたしまして、今は各医療機関で個別接種ということで対応いたしております。

この個別接種に対応いただいております。

す医療機関というのが、市内で今現在30か所以上ございますので、集団接種の会場も、そこまでの人の運搬ということもやっておったんですけれども、身近の医療機関で接種ができる状況は整っているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 4番目の障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金に関するご質問です。

市内の障害福祉サービス事業所の状況ということでございますけれども、私も市内の事業所の方と情報交換したりする機会というのはたくさんあるんですけれども、そのような中で、やはり物価高騰の影響を受けておられるのは事実でございます。ただ、たちまち経営に影響してというところまでは至っていないというか、そういうところまでのお話はお伺いしておりません。今回の支援金につきましても、そのような事態に陥らないように企画し、提案させていただいておるところでございます。

経営面より、どちらかというところと新型コロナウイルスに利用者の方とか職員が感染されて、それによってサービスの提供体制が取れなかったり、クラスターの防止を図るという意味でも施設を休所せざるを得ない、そのような状況になって利用者に休んでもらって、ご自宅で過ごしていただかないといけないとか、そういうようなことのほうが影響とえばあるのかなと考えております。

いずれにしましても、今後も事業者と連携を密にして、障害者の方のサービス利用、就労や活動の場を確保できるよう

に取り組んでまいります。

○香川良平委員長 木下部参事。

○木下保健福祉部参事 生活保護システムの改修委託料に関するご質問にお答えいたします。

国が出しております資料によりますと、「マイナンバーカードによる資格確認ができない場合については、医療券を併用し、必要な受診に支障がないようにする」との記載がございます。

委員のご質問にございましたように、様々なご事情を抱えておられる方がおられるというのも認識しておるところでございます。今後、国の通知等を基に適切に、被保護者の方が医療に支障のないような運用をしてみたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

31ページの中小企業等物価高騰対策支援金についてでございます。

事業所の所在確認において、確定申告書に摂津市の記載がない場合というお問い合わせであったかと思っております。摂津市内の事業所につきましては、市内に事業所があるということを確認ができる書類がほかにあれば、それを確認させていただければ良いと考えております。例えば営業許可証でありますとか、賃貸借契約書、こちらにつきましては居住居宅としての契約ではなく、事業所として契約されているということが条件になるかと思っておりますが、それから、個人事業の開業届出書等、これらの書類を確認させていただくことによって、摂津市の事業所が確認できるかと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問です。

債務負担行為です。3,500万円ほど前回よりも金額が引き上がっているということでございました。その根拠、なぜそうなるのかお伺いしたい。

それと、今までも直営を守って委託を増やすようなことのないようにとお話をさせてもらってきたんです。今回、委託の割合は一体増えるのかについてもお伺いします。

2点目です。検体採取です。広報だけではなくて、様々な形で年末年始、先にそういう情報があれば、熱が出てもあそこがあると安心ができると思います。また、救急車が最近頻繁に動いているんですけども、なかなか次に搬送することができなくて止まっていたり、いろいろあります。救急車の出動が、その病院が開いていることによって抑えることもできるのかなと思います。情報をできるだけ広く知っていただける工夫をしていただきたい。

それと、大阪府で、9歳までの子どもに対して抗原検査キットの配布を行っておられました。お家でまずは検査して、コロナでないということしか分かりません。インフルかどうかは分からないですけども、熱が出てコロナじゃないことがそこで分かれば、医療にかかるときにもっとかかりやすいということで配られたと聞いております。

子どもだけではなく、高齢者の皆さんとか、現役世代の皆さんも同じだと思うんです。検査キットが手元があれば、まず、今自分の体はどうなっているんだろうと検査ができるのは、すごく大きなメ

リットにつながると思います。医療機関への負担とか、救急車の問題とかに関しても、それが抑えになるんじゃないかなと思います。ぜひ今後そういうことも考えていていただきたいので、要望としておきます。

次に、障害福祉です。物価高騰の影響があるけど、今のところ摂津市内の事業所は、すぐ閉所ということは、コロナ以外ではないというお話だったので、ちょっと安心いたしました。この先も、ぜひ状況をしっかりと小まめに把握していただいて、障害のある方はそこが居場所であったりするわけです。そこがなくなると、本当に大変な負担になっていきます。ぜひ早め早めにいろんな情報をつかんでおいていただけますように要望いたします。

次に、生活保護の問題です。生活保護を受けられる方は、今までの人生の中でいろんな出来事があった方がたくさんいらっしゃる。また、病気があったり、障害があったり、いろんなことでマイナンバーカードの制度に押し込めようとしても押し込められない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

そうでなくても、マイナンバーカードはあくまで任意の制度でありますから、生活保護の制度だからこのカードを持たねばならないという重荷を利用者の方が持つことのないように、ぜひケースワーカーの皆さんにも心を配っていただきたい。それぞれの判断で、医療券でもいいと国も言っているということですから、やっていただけるように、ぜひその辺は丁寧な寄り添ってお願いします。これも要望としておきます。

続きまして、ワクチンの問題です。身

近なところに医療機関があるとおっしゃいました。若い人、体の自由が利く人だったら身近やと思える距離でも、やはり高齢者とか障害があるとか、いろんな方がいらっしゃるって、そこまで歩いていくのが本当にしんどいやとか、そういう方もたくさんいらっしゃるんです。じゃあどうしたらいいのかはなかなか難しい問題かもしれないですけども、ワクチンを打ちに行くことについても、何か手だてを、足の確保ができないのか、ぜひ考えていただきたい。摂津市内で縦横に走ってもらえるバスがあったりすれば、そういうこともかなり負担がなくなると思うんです。タクシー券の補助を出すとか、いろんなことが考えられると思うので、いろんな形で工夫をしていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。要望としておきます。

最後に、中小企業の問題です。柔軟に、確定申告の住所だけではねるんじゃないくて、確定申告は自宅の住所にしてるけど、店は摂津市にあるんですみたいなところは、ちゃんと実態を見てやっていただけるということなので、安心しました。ぜひそういうこともしっかり周知の中身の中に書きこんでいただいて、漏れないようにできるだけたくさんの方に、大変喜ばれる補助金だと思います。知らなかったわということがないようにお願いします。これも要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

安田部参事。

○安田生活環境部参事 債務負担行為に係ります2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、金額の3,500万円の上昇の要因でございます。

上昇の要因としましては、人件費である労務単価の上昇、また、燃料費の高騰、茨木市に搬入先が変更となりますことから、走行距離の増加など、車両に関する経費の上昇が主なものとなっております。

もう一つの要因としましては、複雑ごみを今後、一部直営エリアを委託でお願いすることになりますので、ここの委託拡充の部分がもう一つの要因となっております。

それと、これに関連しまして委託の割合がどうなるのかというご質問でございます。令和4年度につきましては、可燃ごみ・不燃ごみの収集は、委託割合としましては大体71%が委託となっておりますが、今回の更新におきましては、主たる普通ごみ、これまでの可燃ごみを今後「普通ごみ」という名称でさせていただきますが、普通ごみについてはエリアの変更はいたしませんので、同じような委託割合になると考えております。

一方の不燃ごみについては今後、「複雑ごみ」という形で委託を拡充させていただきますので、こちらにつきましては、約7,000世帯ほど委託を広げると見込んでおりますので、現在の世帯数で見込むと、87~88%の委託となると考えております。

複雑ごみの一部拡充理由を一つご説明させていただきますと、複雑ごみにつきましては現在、水曜日に不燃ごみの収集をしております、その水曜日、直営で今後段ボールについて、これまで月1回の収集を月2回とさせていただくことで、どうしても時間的に段ボールの直営

の業務が増えてまいりますので、そういった部分で委託をお願いして、時間帯の調整をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 金額が増えているのは、人件費や燃料費、これはどこでもそうだと思うんです。茨木へ行くのに走行距離が長くなる部分も含まれていることで、茨木と提携する中で、ごみを燃やしていただく分だけではなく、こういうところにも新たな負担というものはあるんだということでお聞きしました。

普通ごみに関して、委託割合は変わりませんよというお話です。複雑ごみがこれからできて、そこをちょっと委託を広げるんだというお話です。直営の仕事が増えるので、その部分の軽減にこれをやるというお話でした。

やはり直営の方のお仕事をしっかり頑張っていただきたいといつも言うてます。災害やそういうときには直営でないというのとは市もおっしゃっています。災害になったからいきなり人を増やせるかということ、そんなことはないわけで、今も会計年度の方を募集されているんです。でも応募してもらえるところがなかなかないとお聞きをしております。

やはり制度そのものとして現業補充がすごくネックになっていると思うので、この辺に関しては、ほかの部署もそうだと思います。いつまでもこれでやっていくことはできないところまで来ているんじゃないかと思います。ぜひ市全体でそのことは考えていただくように、声も上げていっていただきたい。

また、これは契約後の話も出てくると

思います。継続的なお話をさせていただきたいと思いますので、募集に関しても、その中からどこをどういう基準で選ぶのかもはっきりやっていただきたいので、よろしくをお願いします。要望とします。

○香川良平委員長 ほかに質問ございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 引き続き質問をさせていただきます。

多々、委員から質疑がありましたところについては、要望とさせていただきます。

まず1点目の、各種の物価高騰における支援制度です。これにつきましては、私も介護事業所、あるいは障害、また医療機関からも、物価高騰に対する支援が必要だとお聞きしておりました。また、市等に伝えさせていただき、スピーディーに対策をされたことについては評価をいたします。

こういった状況に速やかに対応していただいたことは、良かったと思います。これについては、それぞれに必要なニーズを、しっかりと引き続き把握していただきたいので、よろしく願いいたします。

続きまして2点目、23ページの新型コロナウイルス感染症対策検体採取補助金です。これも委員からも多々ありましたが、改めて確認したいと思います。

この補助金は、国が当然検体採取について一定の費用、プラス市補助金ということです。そこのところを一度、国との関係について改めて詳細に教えていただきたいのと、周辺他市の状況について、どのようなものかを確認させていただき

たい。

続きまして、3番目。これは先ほど増永委員からも質問がありました、債務負担行為の中での一般廃棄物収集運搬業務委託事業です。こちらについては、令和5年度からの広域化に伴い必要な精査をして、改めて債務負担行為ですということとは理解いたしました。

広域化につきましては、市として市民サービス向上につなげるところが一つ大きな大前提であると思います。それに適切な事業者と、また直営との関係もしっかりと考えていただいて、対応していただきたい。この点については理解いたしました。結構だと思います。

続きまして、27ページ、4番目の環境センター費の光熱水費4,000万円、この金額の根拠について教えていただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 2番目のご質問について答弁させていただきます。

国との関係ということでございました。まず、この補助金につきましては、同じように検体採取が診療報酬で一定措置されていると、それに加えて、市独自として補助を出しているということでございますけれども、医療現場におきましては、検体採取というリスクを負って病院設備、体制、個人防護等念には念の対策を入れて実施しているとお聞きしておりまして、これら医療機関の負っているリスク、負担などを踏まえて、PCR検査の実施促進を図ることを目的として補助を実施いたしているものでございます。

それから、他団体の状況ということでの  
お問い合わせでございましたけれども、府内  
の他市町村で全く同様の補助金交付を行  
っているというところはございません。  
また、他都道府県におきましても、確認  
できる範囲では、同様の補助金交付を行  
っているところはございませんけれど  
も、PCR検査費用の補助ということ  
で、無症状の方が自主的に受けるPCR  
検査等の個人に対する交付を行っている  
自治体は幾つかあるということで認識い  
たしているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 三浦環境センター  
長。

○三浦環境センター長 光熱水費の件  
のお問い合わせいたします。

今回の光熱水費の補正につきましては  
は、電気代が主なものでございます。電  
気の使用につきましては、日頃より節電  
には努めておりますが、去年と同様の使  
用量となっております。

しかし、電気使用料の単価が今年の2  
月以降に急激な伸びを示しております。  
ウクライナの戦争、また、経済動向等々  
により電気料金が高騰しております関係  
上、今回の補正に至ったものでございま  
す。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 まず1点目の、新型コ  
ロナウイルス感染症対策検体採取補助金  
です。これについては、国の診療報酬プ  
ラスに医療機関に対して払われている費  
用で認識いたしました。各団体のところ  
は、一部では医療機関ではなくて、個人  
に無料PCR検査の補助をしていると認  
識いたしました。これについての意義と

いう点では理解いたしますので、この件  
については良しとします。

ただ今後、状況を見据えて、本当にこ  
の制度を継続する必要があるのかも、他  
市、他団体との状況、整合性も取って精  
査をしていただきたい。よろしく願い  
いたします。

続きまして、最後です。環境センター  
費の光熱水費です。ほぼ電気代と。まさ  
に光熱水費の高騰が、市としても、目  
に見えた形でこのように上がっていると理  
解をいたしました。これについては、当  
然必要な経費ということで了解です。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございま  
すか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わ  
ります。

暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○香川良平委員長 再開いたします。

議案第53号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質  
疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 せっかくですので、質  
問させていただきます。

まず、6ページ歳入の一般被保険者国  
民健康保険料が減額補正をされていま  
す。2,560万2,000円です。これ  
は、どういう原因なのか説明いた  
きたい。

8ページの一般被保険者医療給付費分  
の財源内訳が、その他の財源から一般財  
源に振り替えられています。これにつ  
いてもご説明いただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 答弁をお願いします。

谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 まず1番目の保険料の減額についてでございます。

今回、国民健康保険特別会計の補正予算の大きな理由といたしましては、保険料軽減額が確定したと、これに伴いまして保険料、それから一般会計からの繰入金等、その他国府の補助金等を確定させているという内容になっております。この保険料も減額になっておりますが、先ほど申し上げました保険料軽減の額が決定したことによって、保険料が当初からに比べて減額になる見込みというものになっております。

続きまして、8ページの財源の関係でございます。

財源につきましては、歳出は変わっておりませんが、財源のみの補正ということでございますけれども、これも先ほど申し上げました保険料の軽減額がふえて、その分、一般会計からの繰入金等が増えているということで、その他特定財源の減額分につきましては保険料、それから一般財源につきましては一般会計からの繰入金が増えているということで、こういう財源構成になったものでございます。

以上です。

○藤浦雅彦委員 よく分かりました。

○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

増永委員。

○増永和起委員 保険基盤が確定したということでございます。摂津市の決算は、先日行ったわけです。この国保は、

都道府県化ということになってから、大阪府が国保体制の大本を管理するということです。大阪府の決算もそろそろ出たというお話ですので、大阪府の決算がどうなっているか、また、2021年度だけでは分かりにくいので、2020年度の大阪府の国保財政、決算が黒字であるとか、赤字であるとか、基金が増えたのか、減ったのかとか、その辺のことについても教えていただきたい。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 国民健康保険制度全体のお話ということで、府の決算状況、市にもかなり影響はしてきますので、そのあたりについてこちらで把握している状況をご説明させていただきたいと思っております。

令和2年度の大阪府の国民健康保険特別会計の実質収支は、257億5,600万円ほどの黒字であったと確認いたしております。その後、令和3年度の決算においては、実質収支が192億1,800万円ほどとなっておりますので、大阪府の国保特会も黒字であったんですけれども、令和2年度収支の黒字額が257億円で、令和3年度収支の黒字額が192億ということでございましたので、単年度収支としては50億円ほどの赤字であったというふうに大阪府からも説明を受けております。

なお、基金につきましては、令和2年度末の基金の現在高が134億円ほどと、その後、令和3年度については143億9,000万円ということで、基金の現在高としては9億6,000万円ほど増になっていると伺っております。

なお、令和3年度の黒字額としては192億円でございますけれども、このう



ち、制度上の問題として前期高齢者支援金の精算が毎年ございます。この精算で117億円ほど必要であると聞いております。そのほか、基金への復元、それから、会計検査において指摘された返還金等、そういったもので23億円ほどございますので、実質的な黒字額としては52億円にとどまるという説明も大阪府から受けておる次第です。

なお、この52億円も令和4年度、今年度の普通交付金の交付額の財源がかなり足りない状況であるということで、この52億円も今年度のそういった赤字補填といいますか、財源不足に活用していきたいという説明を受けたところでございます。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 令和2年度の黒字額が257億円だけれども、そのときもこれは後々精算せなあかんお金がたくさんありますので、黒字額は大きいですがけれども大変な状況なんですわみたいな説明を受けたと思うんです、大阪府はそう言うてはりますと。しかし、令和3年度の決算を見ると、確かに黒字額は減ってますけれども、基金を積み増しているということは、積めるだけの余裕があるということなんです。

今、お話を聞きました。この後にいろいろ精算がありますけれども、実質黒字で52億円まだ残っていると、それ以外にも9億円を基金に積みましたと、大変潤った財政なんじゃないかなと思います。来年度は危ないですねみたいな話は毎年のように聞いています。摂津市の決算のときにも、国保料はどんどん積み上がるけれども、黒字が続いて基金がい

っぱい積み上がっていつているじゃないかというお話をさせていただきました。大阪府の大本の財政を見ても、結局基金が積み上がる、こういうことが続いているんです。

国保の保険料は毎年毎年、市町村みんな値上げが行われており、市民に、黒字なのに、基金が積み上がるのに値上げをしなくてはいけないことに対する説明がつかないという悲鳴が、市町村から上がっています。大阪府が、自分ところも黒字の基金を積み上げ、これに対して対応をしないのは、本当に問題だと思うんです。

大阪府が保険料を引き下げますと出せば、市町村は引き下げることが可能なわけでしょう。やっぱりそこら辺はきちっと大阪府にものを言っていただいて、来年度の保険料はぜひ引き下げてほしい。大阪府が言うことを聞かんかっても、引き下げてください。摂津市としての自主的な金額を、まだ国保運営方針の中でも決められる年度のはずです。

それと、何度も言うてますように、運営方針の見直しが来年度に行われると思うんです。このスケジュールなどは示されているのかどうかお尋ねします。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 国保運営方針のスケジュールでございますけれども、決算委員会の際にも、その時点でのスケジュールということでご説明申し上げましたけれども、あれ以降、スケジュールの変更等については府から伺っていない状況ですので、前回お話しさせていただいたスケジュールで進んでいくものであると今のところは思っております。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 もうちょっと細かいものを出してもらわないと、どういう形で上げていくのか、北摂ブロックとか、それぞれいろんなブロックでのお話合いとかもあると思います。そこはしっかり聞いてもらって、いついつまでにどんなことをみんなで話し合っとかないかとか、摂津市として意見を言うために考えとかなあかとか、そういうこともぜひ行っていただきたい。

運営方針を新たにつくるということで、前から同じように、2024年度から統一化で今の運営方針はなっているけれども、この国保の府内統一化という大阪府単独の制度をやめるようにということと、そして、少なくとも統一化を延長する、コロナ禍で各市町村も本当に大変な中やってはると思います。物価高やのにこんなに値上げして、さらに黒字が積み上がって基金が増えていって、大阪府もそうだし、各市町村もそうだし、こんな状況のやり方はおかしいので、ぜひそのことについては、せめて延長せよと言っていたきたいので、お願いいたします。要望とします。

○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

引き続き、議案第55号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 6ページの歳入で、特別徴収保険料が259万1,000円の

減額、また、普通徴収保険料が5,22万3,000円増額されています。この背景、要因についてご説明をお願いします。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 保険料についてのご質問にお答えいたします。

保険料につきましては、当初予算でそれぞれ特別徴収分と普通徴収分ということで計上させていただいておりますが、これにつきましては広域連合からの資料を基に推計し、当初予算を計上させていただいております。その後、直近の実績を踏まえまして、この令和3年度の最終的な保険料、これぐらいになるであろうという推計をし直しまして、その差額を今回は補正予算として計上させていただいております。

特別徴収と普通徴収とに分かれておりまして、普通徴収は、加入当初はどうしても普通徴収という方法で徴収させていただきますので、最近の加入者の増を反映しての増額となっております。特別徴収につきましても、当初見込んでおいた加入者数ほどは行ってないということで、この特別徴収は減額とさせていただいている次第です。

以上です。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 よく分かったんですけど、普通徴収が一定期間、特別徴収に切り替わるまでの間は普通徴収になる見込みが、大阪府から言われているよりも多くなったでよろしいんですか。これは年金が少ない等で普通徴収になるケースもあると思うんです。それが一定よりも増えたということではなく、一定の移行期間の人が増えたという単純なことではない

んですか。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 委員がおっしゃるように、年金の収入が一定額以上ございませんと、特別徴収ができないという制度となっております。そういった方もおられますが、やはり今回の分につきましては、加入者数が増えて普通徴収の人が増えた部分が大いのではないかなと。一方で、特別徴収だった人が資格の変更とか、住所変更などで資格を失われて、減ったという要因が大いのかと分析している状況です。

以上です。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 団塊世代の人がいよいよ75歳に上がってこられていることで、これは予測できる範囲だったと思います。大阪府がしっかり予測できていなかったと聞き取れましたけれども、そういうことにしておいて理解しました。

○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○香川良平委員長 再開いたします。

議案第54号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時49分 再開)

○香川良平委員長 再開いたします。

議案第62号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件ということです。今回、市外の方に係る斎場の使用料の額を改定するというので、市外の方が使用した場合、大幅に金額が上がります。大人の方が4万5,000円から7万5,000円、12歳未満の方が4万500円から6万7,500円、死産児で9,000円から1万5,000円、身体の一部が4,500円から7,500円であります。まずは、掌握されている部分で、大阪府の現状の状態、金額、設定と、北摂地域でお聞きしたい。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 1回目の質問にお答えさせていただきます。

大阪府内の料金体系につきましては、正直、地域によって非常にばらつきがございます。市外者料金でいいますと、一番安価なところで3万円から一番高いところでは12万円となっております。

その中で、北摂地域につきましては、豊能地区と三島地区でいいますと、一番安いところが現状3万6,000円、一番高いところが6万1,100円となっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 分かりました。摂津市の斎場、炉を運転していただいております。故障する事態になることもあるでしょうし、そういった場合、やはり近隣の

高槻市、茨木市であったり、吹田市、大阪市が近いです。南別府町に斎場がありますので、そういうところになると思います。その辺はしっかり見据えながら料金体系を、広域連携といえますか、しっかり取っていただきたいと思うんです。大阪市、吹田市であったり、何かお互いの緊急事態の場合の連携は普段からあるのかどうか、その辺だけお聞かせいただきたい。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

摂津市の斎場が故障や大規模修繕等で使えなくなった場合、当然に近隣の市町村の炉をお貸しいただくことはございますので、今までも近隣、吹田市、茨木市、高槻市等の炉をお借りすることはございます。また、逆に他市の炉が故障したとか、修繕の場合に、摂津市の炉を使われることもございます。それについて何か取り決めがあるとか、そういったわけではございません。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 分かりました。緊急の場合、市民の方に負担ができる限りないように、日頃からいろいろ考えながら運営していただきたいので、よろしく願います。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 これは決算のときにも述べていました。この引上げになった理由、要因はあったと思います。まず要因を聞いておきます。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 今回、条例改正をさせていただいた要因ですが、例年、冬場に市外者の利用が非常に多いことがございました。ところが、今年は夏場、8月、9月に市外者の利用が非常に増えた状況がございました。それによって、市民の方の予約が非常に取りづらくなっている状況がございましたので、このタイミングで上程をさせていただいた次第になっております。

また、条例改正だけではなくて、1日5枠の火葬の時間帯がございますが、そのうち2枠を今現在、市内者専用枠として取り扱っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 市外からの申請が増えたということです。具体的に淀川の向こう側の区域では、斎場使用料10万円ぐらいすると聞いているんです。こちら市外枠は4万5,000円であることから、こちらに流れてきていると指摘されておりました。おっしゃるように予約だけ取って、結局は使われなかったこともあって、それができないように指導され、強化もされたということです。今はそういう予約をしてキャンセルはないとお聞きしています。やはり金額差もあって、こちらにまだまだ予約されているケースがあります。

10万円ではなく7万5,000円にされた根拠についてお示しいただきたい。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

今回、7万5,000円という料金設

定をさせていただいた背景ですが、先ほど申し上げましたように、淀川対岸の北河内地域の市外料金は非常に高い設定になっていますが、一方で、豊能地区や三島地区、こちらの北摂エリアの市外者料金の設定は、一番高いところで6万1,100円となっております。

今回、10万円、または12万円まで市外者料金を上げてしまうと、エリア内のバランスを崩してしまうと。先ほど申し上げましたように、摂津市の炉が故障や大規模修繕をするときに、近隣の炉をお貸しいただく事態も当然発生するわけでございます。そういったことも踏まえて、地域の料金体系をあまり逸脱するのは、こちらとしても望んではおりませんので、今回の7万5,000円という設定をさせていただいております。

また、大阪府全体で市内者と市外者の料金差の平均を調べますと、現状4.8倍となっております。それも踏まえて、今回5倍という料金設定をさせていただきました。

以上でございます。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 これは一応是としたいと思えます。今後、状況をよく見ていただいて、北河内からするとうちはすぐ隣になるので、そういう意味では利用しやすいという意見もあると思えます。だから、よく状況を見ながら、また北摂各市ともよく話し合いをしていただき、より市民の方が使いやすいように、使うときに本当に使えるようにしていただきたいことを申し添えておきます。要望です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

森西委員。

○森西正委員 この件に関しては、以前からずっと要望し、上げるべきだと質問させていただいていました。ようやく市外の料金が上がったと思うんですけども、私もこの金額を見て、もう少し金額を上げて良かったのではないかなと思うんです。近隣の市が故障等で摂津市に来るといふのであれば、それは仕方がないと思うんですけども、平素日々、自分の市よりも摂津市の市外料金が多少プラスであったら、摂津市にということが進められていたのが今までであったと思うんです。

例えば大阪市の東淀川であれば、長柄まで行くまでに時間がかかる。それであれば、多少遺族にプラスになっても、葬儀屋が払うのではないので、遺族が結局払うので、多少プラスになっても別府を使ったほうが早いとか。北河内であったら、飯盛まで行くのに時間がかかるので、橋を渡って摂津別府に来たら時間的には短くて済むということがあって、摂津の別府斎場を使われていたと聞いております。その市の斎場にトラブルがあって使うのであれば、これは仕方がないと思うんです。平素使われるということであれば、そこは高くても別に別府の斎場を使ってもいいですよというのであれば、そういうほうがいいと思うんです。このぐらいだったら出してもいいようなぐらいの金額では、一旦これを上げられて状況がどうなるかを見て、今後、もし変化がなかったり、そういう声があれば、また改めて考えを持つべきだと思います。

私は、大阪府下の上まで金額を上げてもいいのかなと思います。今回はこれは是とさせてもらいますけれども、そのの

状況は今後、見るべきと思いますので、意見と要望とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 このお話は、摂津市民の方が利用できにくい状況があるということが出発点だったと思います。それと、もう今はなくなった話ですけれども、業者がどんどん押さえていって、結局キャンセルになってもそこへ市民の方が入れないとか、だから、使わない時間ができてくると思うんです。そういうことになってきた問題があったと思うんです。高齢化がこれから進んでいきますので、亡くなられる方もふえていくのが自然な流れやと思うんです。

他市の方によって摂津市民が利用できない状況が本当に改善するのかどうなのか。それでもあふれるときには、摂津の方もよそへ行ってということになり得るわけです。でも、他市が同じように、よそから来えへんように引上げやいうてやったら、非常に高い金額がどこもなあって、本当にあふれてしまったとか、いろんな事情がある方は、大きな負担が生じてくることになりかねないと思うんです。

引上げ競争をやって、そういうことが収まる内容なのか、それとも、亡くなる方が多い状況に対して、今の炉の状態を、大阪府下全体を見渡して、それが間に合わないことに今はなっているのか、どう考えておられるのかお伺いします。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 ご質問にお答えさせていただきます。

高齢化社会が進むと死亡者が増加いたします。当然に火葬件数も増加する状況になります。この状況は、どこの自治体でも同じ傾向でございまして、地元の火葬場が埋まっておれば、近隣自治体の火葬場を利用する流れは今後も変わらないと思っております。

金額を上げることで抑制ができるかといえば、必ずしもそうとは思っておりませんが、一定の歯止めにはなるとは思っておりますが、この条例改正と並行して、先ほども申し上げたように、1日5枠ある火葬の時間帯のうちの幾つかを市内者専用枠として運用する、これは状況次第にはなりますが、そういった方法も併用しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 専用枠をつくっていただくのは有効と思います。金額引上げで本当に抑制ができるのかは、先ほどの委員の方もおっしゃってましたけれども、しっかり様子を見ていただいて、他市もみんなそろって値上げ競争になっていって、でも、実態は火葬する総数が多くなっているからこういうことが起きているんなら、いろんな形の対応を、値上げをするだけではない、炉を増やすのかどうなのかみたいな話がまた出てくるかもしれないけれども、状況をしっかり見て、どう動いていくのか確認しながら、高齢化に向けての対応を長い目でも考えていっていただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 1点確認です。先ほど来、市外利用者の増加ということで、具体的な稼働率に対してのパーセンテージ、市外の利用者がどれだけ使われているのかを教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 ご質問にお答えさせていただきます。

市内者と市外者の割合でございますが、令和元年が市内者が85.8%、市外者が14.2%、令和2年度が市内者が79.9%、市外者が20.1%、令和3年度が市内者が73.8%、市外者が26.2%と、年々市外者の比率が高まっている状況でございます。今年度につきましては、上半期の時点で、市内者が81.1%ということで、一見改善しているように映るんですけども、もとも冬場に市外者の割合は増える傾向がございますので、上半期の時点で比較しますと、令和3年度よりも約7ポイント市外者の割合が高くなっている状況でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 割合については分かりました。

ちなみに、炉の稼働率はどうでしょうか。マックス100%で運用されているのか、それとも、時期的にタイミングとかで余裕があるのか、その点も教えてください。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 炉の稼働状況でございますが、現在は炉の大規模修繕も行っておりますので、大規模修繕を行っている期間は、炉の使用制限を行ってま

す。そのため、全ての炉が使えるわけではございませんが、その修繕期間以外の時期でございますと、ほぼほぼフル稼働の状況にあります。本来であれば夏場は割と閑散期に当たりますので余裕がある状況ですが、今年度は夏場もフル稼働になっていたと聞いております。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 現時点でほぼフル稼働で、火葬の状況は、まさに高齢化社会の中で一定まだ増える可能性も十分にあり、市民への影響もまた非常に大きくなるので、このような条例改正ということで理解いたしました。

また、先ほど来、各委員からも要望がありました。状況を見て、これが適正なのか、またさらに工夫が必要なのか、先ほど言われたように市民向けの枠をさらに増やす必要があるのか、しっかりと精査して対応していただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時10分 休憩)

(午後1時10分 再開)

○香川良平委員長 休憩前に引き続き再開をいたします。

議案第61号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

引き続き、議案第65号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 茨木市と摂津市における、ごみ処分事務の委託に関する協議の件であります。

1点だけお聞かせいただきたい。2ページ、第8条委託事務の管理及び執行については連絡調整を図るため、定例的に連絡会議を開く。ただし臨時に連絡会議を開く場合もあるということです。現在も茨木市といろいろ委託業者との連携とかがしていただいております。定例的にどれぐらいの頻度で会議を開いておられるのか。茨木市へ行かれてか、センターでされているのか、詳しい部分を教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 答弁をお願いします。

安田部参事。

○安田生活環境部参事 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、第8条の連絡会議についてでございます。こちらにつきましては事務の委託の管理及び執行について連絡調整を図るためということで、これにつきましては主に予算編成や、決算の時期に連絡会議を開くという想定をしております。それと、これまで連携協約を令和元年に結ばせていただきまして、その中におきましても、定例的に会議を行うということで規定をさせていただいております。大体年3回ぐらいの、3回か4回です。ね、これまでやらせていただきまして、令和元年以降10回ですかね、これまで会議をさせていただいたところでご

ざいます。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 長年、広域連携の取り組みをしていただく中で、様々な困難を、協議しながら乗り越えてこられ、ようやく来年の4月からということで、感無量の思いでいるわけです。今回の協議の件の中身については、委託費用、これは連携協約第6条に規定し、既に協議が成立しているということです。委託事務の管理及び執行には、今後、協議を進めていながらこの見積もりを出していくことになると書かれています。まず連携協約第6条に規定をされている割合負担がもう決まっております、スタートの年、令和5年度についてはどうなっていくのか、教えてください。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 まず費用負担に関しましては、連携協約に基づき負担するというので取り組みをさせていただいております。

まず、連携協約の規定でございますが、費用負担としまして施設整備費に関しましてはこれまで令和2年から4年にかけて、茨木市の長寿命化工事が行われておられまして、それを100分の40は均等割、100分の60は人口割という形で、現在負担をしているところでございます。令和5年度以降につきましては、ランニングコスト、処分に係る経費となつてまいりますので、処分に係る経費につきましては100分の33を均等割。残りの100分の67をごみ量割という形で、それぞれ負担をする形になります。いわゆるごみ量割を導入すること



によりまして、今後ごみの減量に取り組むことによりまして、負担が下げられるということになってまいります。

令和5年度につきましては、前年度これまでの実績をもとに、上半期に一旦概算払いという形と最終年度末に精算という形で2回支払うような形を想定しております。

以上でございます。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 もう一つの、委託事務の管理執行に対する費用について、何か令和5年度から取り決めがもう決まっているのかについては分かりますか。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 委託事務の管理につきましては、先ほどのランニングコストということで、100分の33を均等割、100分の67をごみ量割というのが、管理執行に係る経費の負担となっております。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 分かりました。今後しっかりと、移行し運営していただきますようお願いしておきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

森西委員。

○森西正委員 事務の委託に関する協議の件です。委託であれば、全て茨木市にお願いをすることになると思うんです。その点、摂津から職員の配置をしたりとかは生じてくるのか、生じてこないのか。その点をお聞かせいただきたい。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 今回の事務の委託に関しましては、茨木市に焼却処分に

関する事務を委託する形であります。いわゆる、現在、摂津市環境センターでやっているごみの焼却業務を茨木市にお願いするという形で委託をいたします。

お問い合わせの、人の配置につきましては、これは全てを茨木市の職員でやっていただく形でありますので、もちろん連絡調整としての担当はこちらにも置かしていただきますが、人の派遣ということはいたすことはありませんのでお願いいたします。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 今回は事務の委託であります。今後、運用開始するまで、もしくは運用供用開始をしてから、例えば条例を何らか交わしていかなあかんとか、これ以上、議会に何かを上げてという作業は生じてくるのか、その点をお聞かせいただきたい。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事兼環境業務課長 まず、今回茨木市との広域処理に関しましては、連携協約と事務の委託のこの2本の地方自治法の規定によってやらせていただく形になります。

連携協約につきましては、先ほど申しましたように、令和元年に議会に上げさせていただきまして、ご承認いただいたところでございます。

事務の委託に関しましては、連携協約は広域事務として、これからの循環型社会に向けて、両市が役割を分担し合って取り組んでいきたいと思いますという大きな協約という形になります。具体的な事務に関しましては、ごみの処分という事務に関しましては、別途事務の委託という形で、茨木市にお願いするという形での、議会への協議の議案となっております。

今後、広域処理に関しましては、議会で何かご承認をいただくということは想定しておりませんが、もちろん今後茨木市の条例のもとに管理、運営、執行していただきますので、そういった変更等があれば、逐次報告はさせていただく形になります。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 議会にということではなく、例えば事務担レベルで、内規とかのそういう協議とか、双方で進める部分はあるわけですか。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 今回の規約の第10条のところに協議ということで、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関する必要な事項は甲及び乙の長が協議して定めるということになっております。具体的に何かというのは今の時点では想定はしておりませんが、こういった形で情報交換、包括的なものとして規定はされております。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 また、具体のところをはっきりと結んだときには、また議会にお示しをいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

増永委員。

○増永和起委員 この協議の件の、第2条茨木市環境衛生センターで処分が可能であるごみということ。適正処理困難物等及び災害廃棄物を除くとなっておりますが、災害が起きたときなんかは持って行って燃やすことできないよということなのかなと思います。この辺のことについてのご説明をお願いしたい。それ

から焼却施設、今茨木市の溶融炉で様々なものが燃やせることになっていると思うんですけど、連携協約はこれから先もずっと続いていく予定だと思うんです。その溶融炉でこれから先もずっと行くのかどうか、一旦溶融炉にしたけれども取りやめている自治体もあると全国的な調査の中では聞いてもおります。そういう今後、先々の見通しについて、摂津市としてもものを言っていくことができるのか。茨木市にも決定権があって、あくまで摂津市としては、茨木市で燃やしていただくことで、摂津市として何か言うことはできないのか、その辺が長期的な、連携協約の気になるところです。

もう一つ、同じ視点です。環境問題が世界的に非常に重要になってきている中で、そういう環境に関わって、茨木市と協議をしていく。ごみの焼却について、そういうことも先ほど連絡会議があって予算決算では話をするんですというお話でした。そこで予算決算の中身だけではなく、環境問題としてどうなのかについても話し合われるような関係性を持っていかれるのかお聞きしたい。

細かい話ですけども、いろいろ費用負担、割合出されたと思うんです。茨木市は溶融炉で最後スラグにしたり、いろんなことで、販売、利用するなりされると思います。また売電、そのエネルギーを使ってエネルギーの活用もするし、売電も言われていたと思うんです。茨木市にそういう収入は全部入ると思うんですけども、そういうことも換算した中での摂津市の費用負担なのか教えていただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、災害の場合についてでございますが、災害廃棄物については、災害時でも発生する家庭のごみですね、そういった生活ごみについては茨木市で処理していただく形になります。しかしながら災害時がれきなど、大量に発生するようなものにつきましては、これは別途大阪府が協定しております、広域社団法人の大阪府産業資源循環協会など、民間委託し処理することになると想定をしております。大阪北部地震の際も、民間業者をお願いしたところでございます。

続いて、茨木市への意見ということでございます。

先ほどの森西委員のご質問にも少し重複する部分はあるんですが、事務の委託につきましては、地方自治法に基づく広域行政制度の一つで、事務の一部の管理執行を他の自治体に委ねるものでございます。法令上、受託者である茨木市の責任のもと、事務を処理することになりますが、規約第8条にありますように、委託事務の管理及び執行については連絡調整を図るため、定例的に連絡会議を開くものとしております。こちらにつきましては、先ほどの予算決算、こういったところ事務の委託には想定はしてございません。

また、もう一方で、令和元年に締結しました連携協約におきましても、それぞれが担う役割に基づき連携する取り組みに関して、連絡調整、情報交換または意見交換を行うため定例的に協議を行うものとしており、事務の委託以外の部分につきましてはこういった連携協約のところでお話しさせていただく形になると思

います。環境問題に関しましても、連携協約につきましては、やはりその名称としまして、茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に関わる連携協約という名称となっておりますので、当然ながら循環型社会というのは両市で目指すべき取り組みとはなっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 答弁は終わりですか。

環境問題と収入について。安田部参事。

○安田生活環境部参事 環境問題につきましては、先ほどの循環型社会のことでございます。

収入についてでございますが、スラグや売電の収入などの収入でございます。先ほどの藤浦委員のご質問にお答えさせていただいた中で、廃棄物の処分に要する経費は100分の33を均等割、100分の67をごみ量割という形で負担する形にはなっております。この負担に当たっては、支出だけを負担するのではなく、収入、そういった手数料収入とか、売電収入、こういったものを差し引いた後、この割合でそれぞれが負担するという形で茨木市とは協議をしているところでございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 災害時などは今と同じような対応をとってお話だったと思います。大規模な災害が起きたときなどは、茨木市とこの炉にも影響がある可能性もありますし、またそこら辺は様々災害が起きてからでは遅いので、事前にいろんな対策なり考えておいていただきたいので、よろしくお願ひします。

今回の事務の委託に関する協議だけで

はなく、連携協定で環境問題、焼却施設の今後、そういったことはやっていくというお話でした。しっかりそこも話をしながら、環境問題についても一緒に進めていく、表紙に書いてあるという話だけで終わらないようにしていただきたいので、お願いいたします。

費用負担は、理解しました。分かりました。

私からは以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 幾つか確認をします。

まずは、連携協約の第5条規定による事務の委託についての必要な事項を定めるで理解をいたしております。その中で第3条、甲の条例及び規則その他の規定の定めるところによるものとするは、費用負担の具体的な手数料等の話だと思っております。これについて令和5年度4月以降、規則等で摂津市と茨木市はどのような話し合いが行われたのか、確認をしたいと思っております。

そしてもう一つ、第5条で委託事務の管理及び執行に伴い徴収した収入は甲の収入、つまり茨木市の収入とするとなっております。この点これは手数料等ですかね、そこ確認をしたいと思っております。2点です。

以上です。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 まず、第3条の管理及び執行の方法でございますが、法の規定によりまして、委託した事務の範囲でその権限を本市は失う形になりますが、受託市は、茨木市ですね、受託した範囲で自己の処理する権限を有する形に

はなります。受託市である茨木市の条例が適用となるため、こちらは規定した形となってまいります。これにつきましては、もう茨木市も地方自治法の事務の委託という、この趣旨に基づいて管理及び執行については行っていただくという形にはなります。

続きまして、第5条の収入の帰属ということで、委託事務の管理及び執行に伴い徴収した収入は乙の収入ということで茨木市の収入にはなってまいります。具体的に申しますと、処分手数料、また先ほど増永委員のところでお話がありましたように、スラグなり鉄、こういったものの売買収入。こういったものが茨木市の収入にはなってまいります。しかしながら、先ほども申しましたとおり、負担するに当たってはそういった収入は差し引いての調整となってまいります。あくまで茨木市にお願いする業務につきましては、ごみの焼却処分となりますことから、焼却に関する処分手数料は茨木市の条例に基づき、茨木市の収入となります。収集運搬、臨時ごみなどの収集運搬を伴うものに関しましては、本市の条例のもと手数料を徴収させていただく形になりますので、収入については本市の収入という形になります。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 焼却に関するところは全て茨木市ということで、手数料を取るのには茨木市の規則、その他の規定によって定めるという理解をいたしました。

広域連携そのものについては、摂津市の財政的な負担を軽減するとともに、市民のサービス向上につながるものとして進めてきておられると思っております。これに

については奥村副市長もすごく尽力されたと認識をしております。一つ懸念がありまして、茨木市がいろいろ定めていく中で、来年の4月から手数料が少し上がるお話をお聞きしております。手数料が上がる中で、やはり市民サービスの向上で進めている中、逆に事業者等の負担がまた増えることについては、少しタイミング的になかなか難しいと正直思っております。議会としても市民の皆さんには広域連携することによって、市の財政が軽減され、そしてさらなるサービス向上に努めることが大きな目標です。それぞれの各委員、そして市民に向けて周知をしている中で、手数料が茨木市の規則で上がってしまって、逆に広域連携した瞬間に事業者負担、あるいは持ち込み料が増えてしまって、不便になっているのではないかとこの規約で少し懸念をいたしております。その中で市として、激変緩和といいますか、そういう対応もぜひ検討していただきたい。これについては要望とさせていただきます。広域連携に向けて着実に進めているものとしてよしとさせていただきます。

以上です。

○香川良平委員長 全部要望ですね。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時37分 休憩)

(午後1時38分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第50号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第53号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後 1 時 3 9 分 閉会)

委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定によ  
り、署名する。

民生常任委員長 香川 良平

民生常任委員 増永 和起